

令和7年度 寄居町若年がん患者 在宅療養支援のご案内



町では、若年世代の末期がんの方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活が送れるよう、在宅療養生活に要する費用の一部を補助します。

●対象者 以下のすべてに該当する方

- ①サービス利用日現在、町の住民基本台帳に登録されている方
- ②40歳未満の方
- ③治療を目的とした医療を行わないがん患者であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した方
- ④ほかの制度＊において同等の補助を受けることができない方
＊障害福祉サービス(自立支援給付)、小児慢性特定疾病児童等、日常生活用具給付事業等
- ⑤町税を滞納していない方

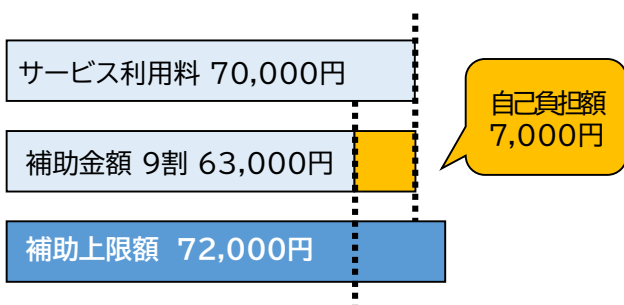
●補助対象経費・補助金額

対象経費		補助金額
訪問介護サービス	身体介護／生活援助／通院等乗降介助	利用料の9割 ※1カ月あたり 上限7万2千円
訪問入浴介護サービス	訪問入浴介護	
福祉用具の貸与	車いす(付属品を含む)／特殊寝台(付属品を含む)／床ずれ防止用具／体位変換器／手すり(工事を伴わないもの)／スロープ(工事を伴わないもの)／歩行器／歩行補助杖／移動用リフト(つり具部分を除く)／自動排泄処理装置	購入費用の9割 ※上限9万円
福祉用具の購入	腰掛便座／自動排泄処理装置の交換可能部品／排泄予測支援機器／入浴補助用具／簡易浴槽／移動用リフトのつり具部分	
意見書作成費用	本補助金の利用申請時に必要な意見書作成料	上限5千円

※生活保護世帯の方は補助金額が異なりますので、健康づくり課へお問い合わせください。

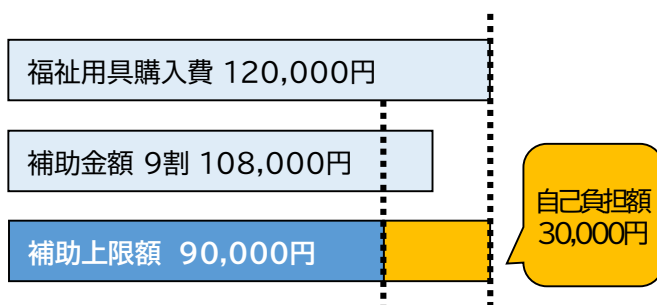
●補助金交付の例

【例1】 サービス利用料が70,000円/月 の場合



「補助金額9割 < 上限額」のため
9割(63,000円)が補助金額となります。

【例2】 福祉用具購入費が120,000円 の場合



「補助金額9割 > 上限額」のため
上限額(90,000円)が補助金額となります。

●申請のながれ

★各様式は町公式HP、または健康づくり課窓口で取得できます。

1

サービスの利用申請

以下の書類を、**サービス利用日の前日まで**に健康づくり課へ提出してください。

- ①寄居町若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書(様式第2号)
- ②寄居町若年がん患者在宅療養支援事業意見書(様式第1号)

※②を同時に提出できない場合、①提出後1ヶ月以内に提出してください。



町公式HP

2

利用承認通知の発送

利用申請内容を審査し、利用の可否を決定した上で、町から利用承認通知書を郵送します。

3

サービスの利用

利用承認後、サービスの利用を開始してください。

4

サービス利用料の支払い

サービス提供事業者へ費用を支払い、領収書および明細書(サービス内容、利用回数、金額等が記載されたもの)を必ず発行してもらってください。

5

補助金の交付申請

以下の書類を、健康づくり課へ提出してください。

- ①寄居町若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第8号)
※交付申請書は月単位で記載してください。
- ②住所が確認できる書類(写し)
- ③サービス提供事業者が発行する領収書(原本)
- ④サービス利用明細書(原本) ※サービス内容、利用回数、金額等が記載されたもの
- ⑤補助金の振込み先金融機関口座が確認できる書類 ※通帳、キャッシュカードの写し等

6

交付決定通知の発送および補助金振り込み

交付申請内容を審査し、適当と認められた場合は、町から交付決定通知を郵送します。
通知発送後、指定の口座へ補助金の振り込みを行います。

●交付申請期間(手順5)

令和8年3月31日(火)まで

※申請が間に合わない場合は、事前に健康づくり課へご相談ください。



●利用申請内容の変更

サービスの利用中に住所等が変更となった、本補助金を受ける必要がなくなった、対象者に該当しなくなった場合は、「寄居町若年がん患者在宅療養支援事業利用変更(廃止)申請書(様式第5号)」を提出してください。